文化財保護の地方分権とは

九州大学大学院
西山　徳明

1. 専門／文化財との関わり

(1)伝統的建造物群保存地区との関わり

竹富島（沖縄県竹富町）：伝建保存対策調査、保存計画見直し調査
荻町（岐阜県白川村）：保存計画見直し調査
秋月（福岡県朝倉市）：保存計画策定調査、保存審議会
筑後吉井（福岡県うきは市）：伝建保存対策調査、保存審議会
八女福島（福岡県八女市）：伝建保存対策調査、保存審議会
堀内・平安古、浜崎（萩市）：伝建保存対策調査、保存計画見直し調査、保存審議会
肥前浜宿（佐賀県鹿島市）：伝建保存対策調査
神代小路（長崎県雲仙市）：伝建保存対策調査、保存審議会
宮島厳島門前町（広島県廿日市市）：伝建保存対策調査

(2)史跡整備計画

国指定史跡「高橋官衙遺跡」（福岡県大刀洗町）整備指導委員会委員
国指定史跡「大川内鍋島窯跡」（佐賀県伊万里市）保存管理計画策定委員会委員
国指定史跡「池辺寺跡」（熊本県熊本市）整備指導委員会委員

(3)文化財マスタープラン・審議会等

那珂川町（福岡県）文化財保存整備基本計画
太宰府市文化財保存活用計画
萩市「萩まちじゅう博物館」基本計画・行動計画
日田市文化財保存審議会委員（文化的景観担当）

2. 本日の発表のポイント

・地方における「文化財未満文化遺産」の急激な喪失

・文化財保護における地方分権の必要性

・都市計画・景観法との連携の必要性

3. 地方における「文化財未満文化遺産」の喪失

(1)「文化財未満文化遺産」への視線

「有形・無形を問わず、歴史的な価値を有する文化的な所産を文化財を含む広い意味での**文化遺産**としてとらえ、後生に伝えたり、現在の生活に生かす観点から、保存・活用が必要とされる文化遺産の範囲が広がっている」（平成13年企画調査会審議報告）

(2)「文化財未満文化遺産」の激減の事実

萩市、谷中（東京）の事例

(3)埋蔵文化財の考え方と「文化財未満文化遺産」

空間文化財／生活文化財（空間遺産／生活遺産）の発想

萩市の事例

環境資源分布図

凡例

- 伝統的建造物
- 墓地
- 庭園・樹林地・蜜柑畑
- 水面
- 樹木
- 土塀（漆喰）
- 土塀（荒壁）
- 土塀（その他）
- 板塀
- 玉垣
- 石垣
- 基礎石
- 生垣
- レンガ塀
- 水路石垣
- 祠
- 鳥居
- 石碑
- 石橋
- 石階段
- 門
- 石柱門
- 街なみ環境整備事業範囲
- 井戸
- 煙突

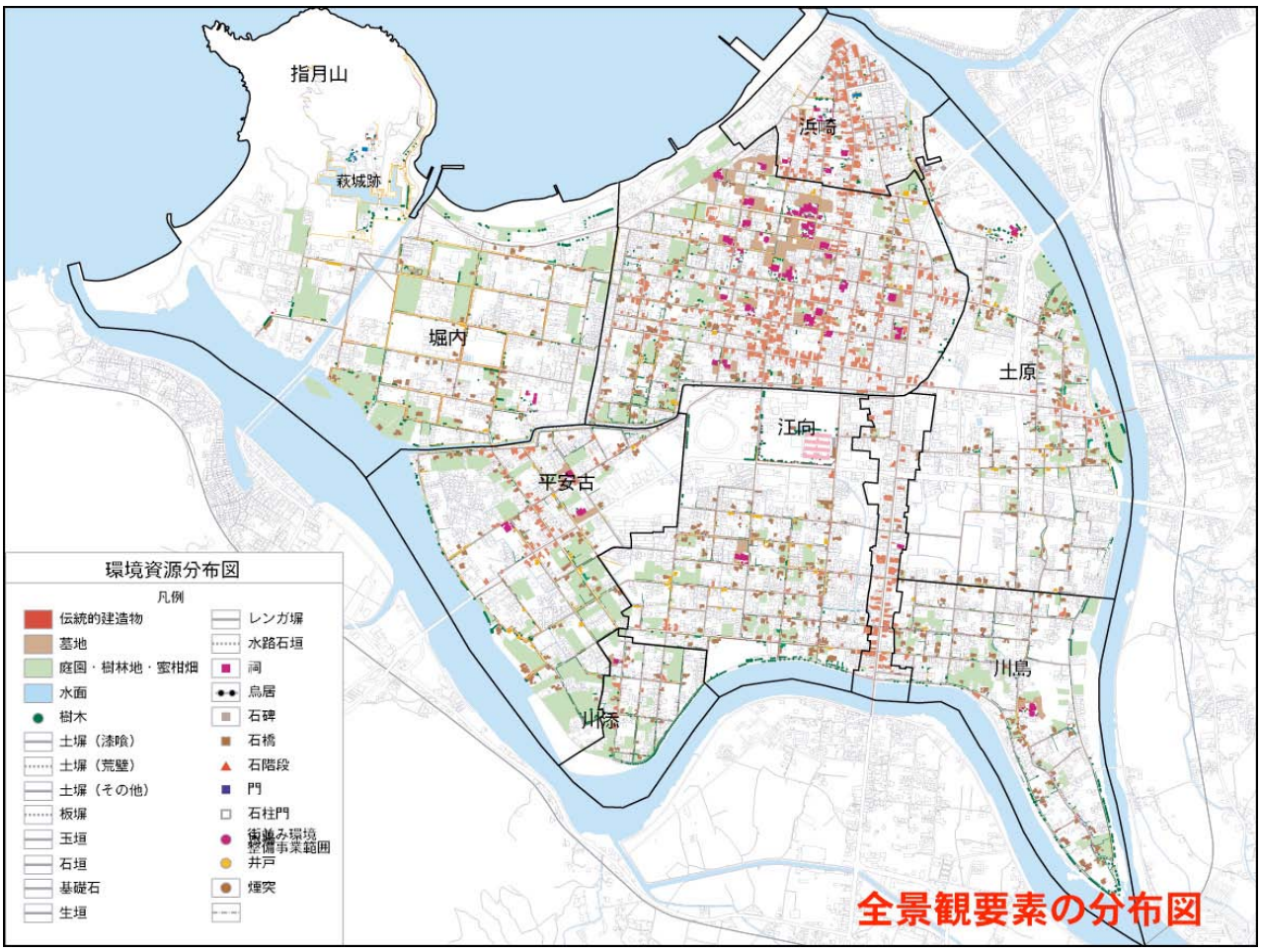

全景観要素の分布図

萩市・旧城下町地区内における文化遺産の喪失

	1998年調査	2004年調査
・伝統的建築物	1,604棟	1,434棟 （10.6%減少）
・その他伝統要素 （樹木・塀・垣等）	3,825件	3,460件 （10.0%減少）

萩市・太宰府市の事例

●埋蔵文化財の概念から生まれた新たな遺産概念

【埋蔵文化財】

地下に埋もれていて価値が顕在化していない文化財

↓　ならば

『空間遺産 』

地域空間に埋もれて価値が顕在化していない遺産

『生活遺産』

人の生活に埋もれていて価値が顕在化していない遺産

3. 地方における「文化財未満文化遺産」の喪失

(4) 絶対評価による「文化財未満文化遺産」の発掘

萩市「おたからネットワーク」の例

(5)文化遺産のデータベースやカルテの活用と意義

太宰府市「文化財保存活用計画」の例

(6)具体的な保護・活用への展開

文化財保護の視点

未知の文化財の発掘・保護、関連する個々の文化財の総体としての価値付け

観光振興の視点

観光資源に対する正当な価値付け、インタープリテーション資源（萩の事例）

景観の保全・形成の視点

景観資源の発掘・評価、景観形成指針への価値・根拠の提示

萩市の事例

「文化遺産」の登録基準

① おたからの見つけ方

まち博におけるおたから（文化遺産）とは、「萩市民にとって身近なモノや大切にしたいモノ、受け継いでいきたいコト」です。その選定は、リストに登録する際の条件として定められた、次の**「二つの基準」**を基本に進められます。

「本物であること」

レプリカ（複製品）であったり、価値の根拠や履歴等があやふやではなく、**真正性（オーセンティシティ）が説明できること**である。「デザイン」や「材質」、「技術」などにおいて、本物性という評価をすることが可能であるが、それ以外でも本物として将来に残していきたいものであれば登録していきます。

「一定 の時間、継承されてきたものであること」

多かれ少なかれ**個人の次元を超えて価値が共有され、一定時間以上、大切に継承されてきたもの**に価値を見出す視点です。一定の時間については、現在の文化財保護法が文化財指定・登録候補の指針としてもつ、最低 50 年という判断基準を参考にしています。

萩まちじゅう博物館には、50 年あるいはそれをはるかに超える歳月にわたり継承されてきた本物の文化遺産が多くあり、それらをこれからも継承すべき文化遺産、都市遺産として登録していきます。

萩市の事例

空間遺産：不動産的な性格を持つ遺産

○空間要素

現在はそれとわかる形態として目にできなくとも、都市や地域の歴史を物語る地図上で確認できる要素のこと。

例）かつての都市計画の根拠を示す歴史的な街路（道すじ）や地割り（筆界）、水路の流路、航路など

○景観要素

「空間要素」の存在を可視的に証拠づけるもののうち、地域景観の特性をよく示している建築物や門、塀などの工作物、護岸石積、樹木などの要素のこと。

例）古い建物や巨木・老木、歴史的な道すじの脇を流れる水路の護岸石積みや歴史的な地割りの上に残る土塀や石垣など

萩市の事例

空間要素

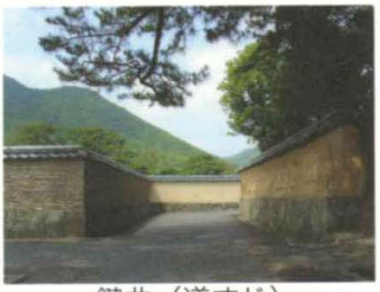

鍵曲（道すじ）

基軸の違い（地割り）

鶴江の渡し（航路）

景観要素

萩駅（建築物）

石垣（工作物）

橋本川湖畔の樹木（樹木）

萩市の事例

生活遺産：動産的な性格を持つ遺産

○祭事や慣習、産業、産物
○旧くからの地名や萩ことば（方言）などに着目した民俗的な遺産
○美術・工芸品や文書、絵図などに着目した芸術的な遺産
○自然環境や市民とのかかわりを持つ生物に着目した遺産
○資料・文献などモノやコトの記録に着目した遺産、など

目に見えないコト
→「**無形要素**」

目に見えるモノ
→「**有形要素**」

萩市の事例

無形要素

住吉祭り（祭事）

リアカー部隊（慣習）

おしくらごう（祭事）

有形要素

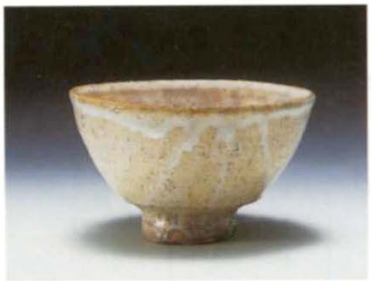
萩焼（工芸品）

萩の海の魚（生物）
ツムブリ

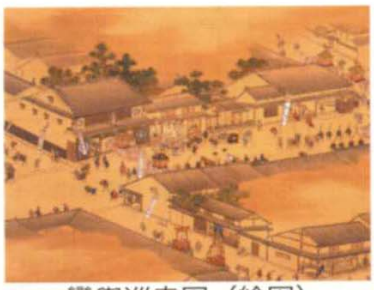
鸞輿巡幸図（絵図）

萩市の事例

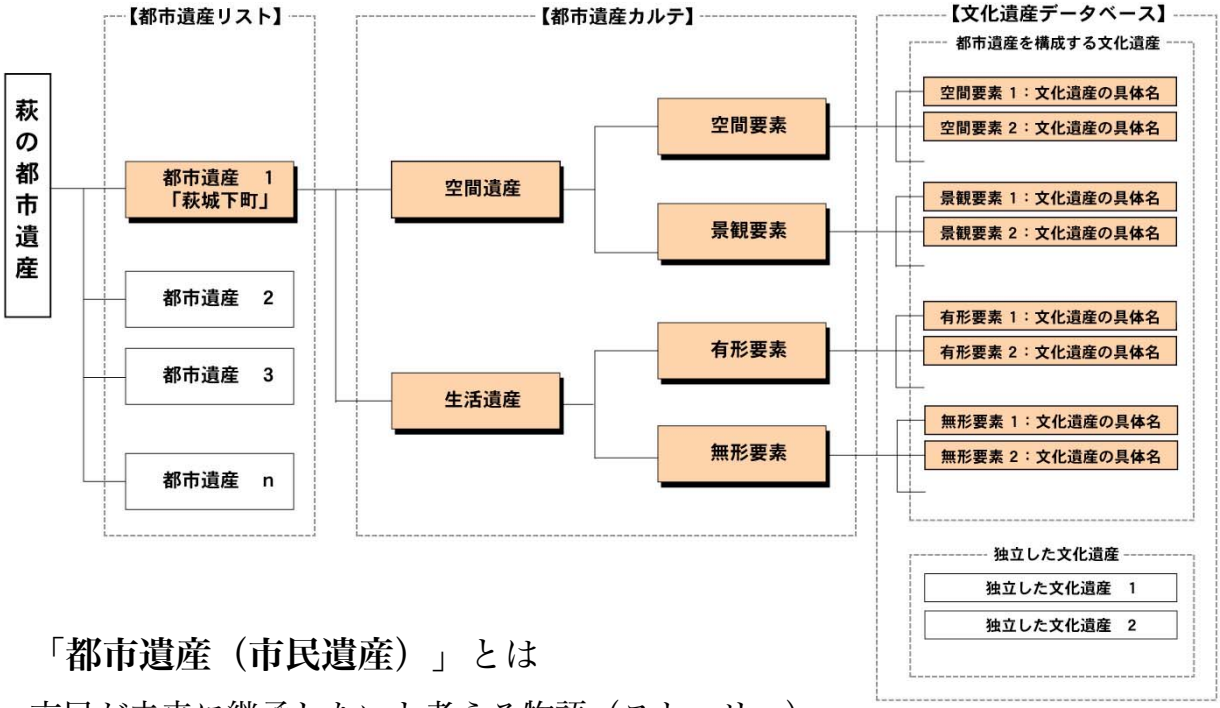

「**都市遺産（市民遺産）**」とは

市民が未来に継承したいと考える物語（ストーリー）
とその証拠（文化遺産）群

太宰府市の事例

［空間要素］

道路や地割り、河川・水路の流路等、空間を規定する文化遺産を指します。

［計　747 件］（H17. 3 現在）

［景観要素］

地域景観の特性をよく示している建築物や工作物、護岸石積、樹木等「空間要素」の存在を目に見えて証拠づける文化遺産を指します。

［計 2, 671 件］（H17. 3 現在）

［有形要素］

美術・工芸品や文書、絵図などに着目した芸術的な文化遺産、資料・文献などモノやコトが記録されているものに着目した記録に関する遺産、自然環境や市民とのかかわりを持つ生物に着目した文化遺産を指します。

［計　582 件］（H17. 3 現在）

［無形要素］

祭事や慣習、古くからの地名などに着目した民俗的な文化遺産を指します。

［計 1, 079 件］（H17. 3 現在）

太宰府市の事例

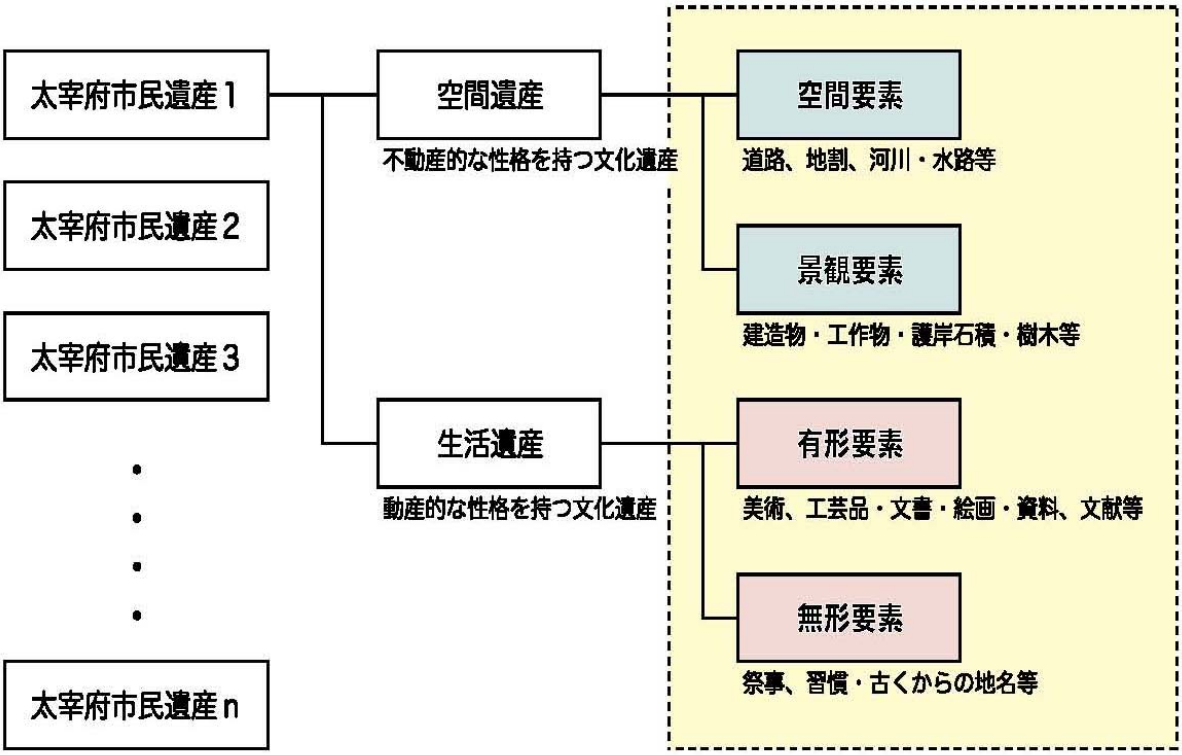

萩市の事例

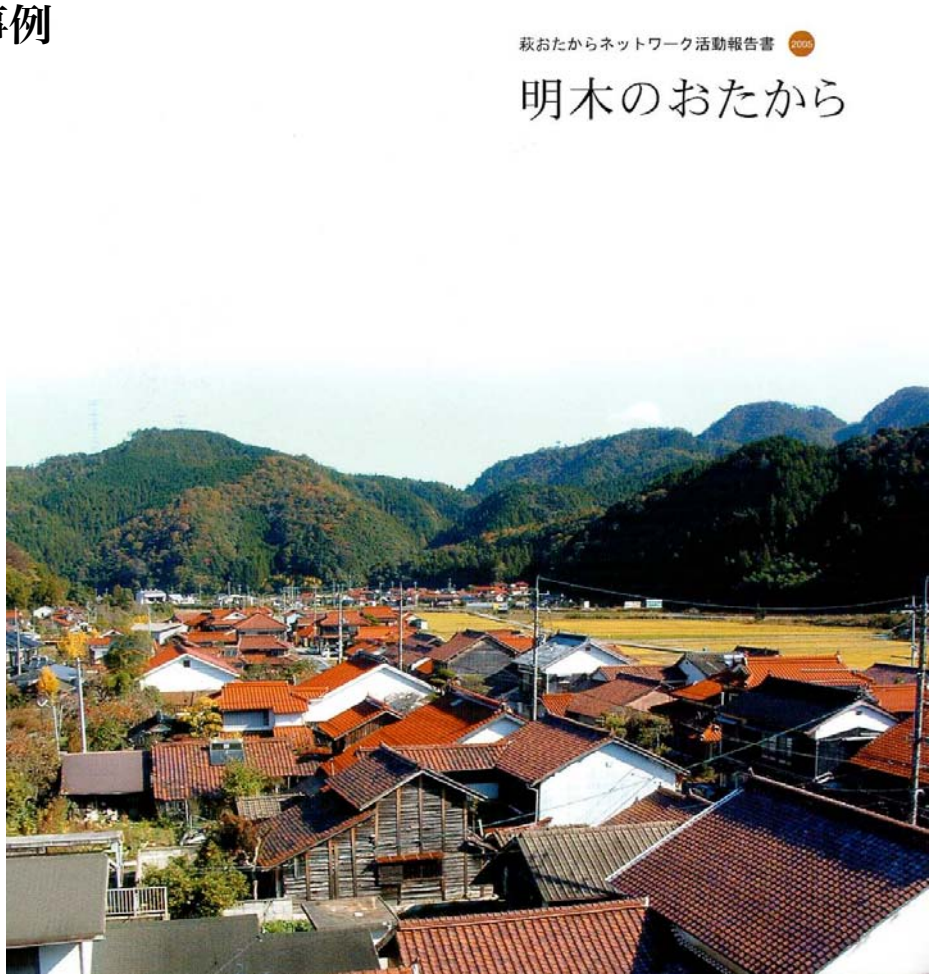

萩市の事例

おたからのみつけかた・ひろいかた

「本物であること」「一定の時間、継承されてきたものであること」

おたからネットワークでは、この「二つの基準」に基づき、おたからを見つけます。

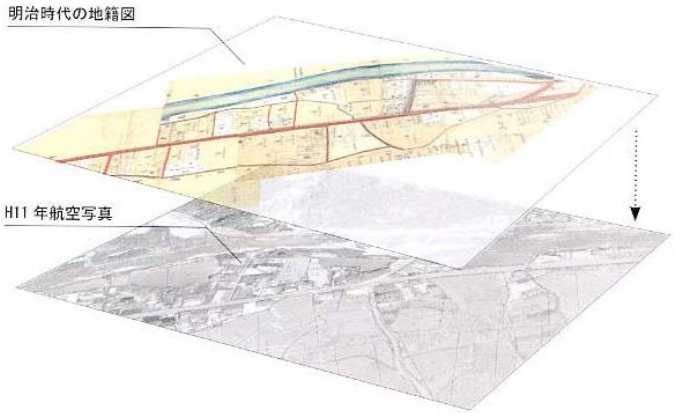

調査に行く前に

今回の明木地区の調査では、まず「明治の地籍図」と「航空写真」を重ねてみることで、昔と今の明木を地図上で確認しました。道筋や水路、屋敷の配置など多くの歴史的なものや、今とのちがいを発見できました。

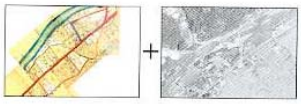

萩市の事例

ワークショップ　12月3日

明木・乳母の茶屋に集合・説明→4班に分かれ調査へ→おたから調査→調査のまとめ→成果発表

調査の方法

参加者の皆さんは、明木地区の乳母の茶屋に集合し、調査に出発しました。地元の方々の説明や自らの発見でたくさんのおたからを見つけて来られました。その後、そのおたからを繋ぎ、皆さんに発表しました。

【おたからをひろうとき】

①データシートに情報を記入する

②おたからの写真を撮影する

③地図におたからの所在地を記す

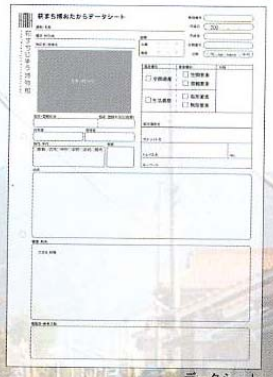

データシート

萩市の事例

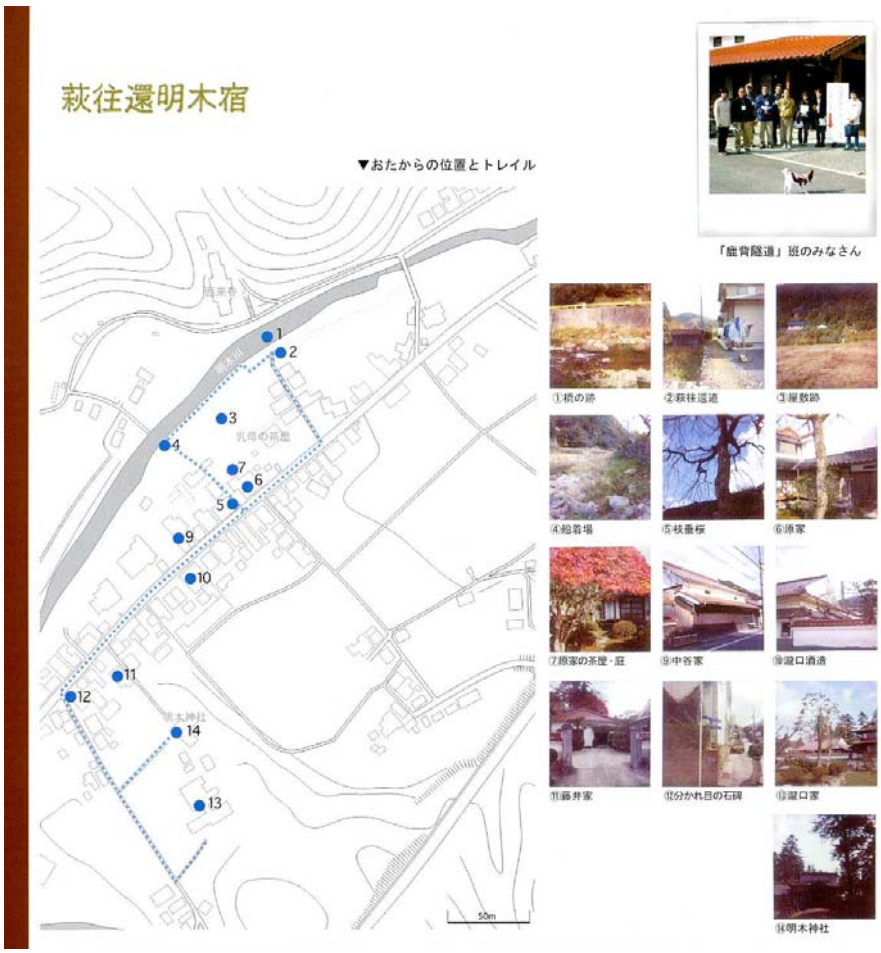

4. 文化財保護における地方分権の必要性

(1)都市計画／景観行政分野における地方分権

→　都市計画法の大改正（2000年）における大幅な地方分権の枠組みの提示

- 国から県、県から市町村への様々な都市計画決定等に関する権限委譲（トップダウン型）
- 「都市計画市町村マスタープラン」、住民やNPOによる「都市計画の提案制度」（ボトムアップ型）

→　景観法（2003年）：自治体（景観行政団体）による景観計画の策定（ボトムアップ型）

4. 文化財保護における地方分権の必要性

(2) 地方分権の視点から見た伝統的建造物群保存地区制度の先進性

→ 調査・評価・地域社会のコンセンサス形成・条例制定・保存計画策定・指定後の運用（修理・修景事業、他省庁事業との連携）等についての技術の開発・普及

→ 事例による建築規制等に対する過剰な反感の低減

→ 地域おこしやまちづくりの手法としてのニーズの高まり

→ 人が住む地区全体を文化財として保護するためのノウハウは世界的に見てもユニーク

→ 地区計画制度（都市計画）、景観地区（景観法）のモデルとなりうる

4. 文化財保護における地方分権の必要性

(3) 今後の文化財保護行政に求められる地方分権：ボトムアップ型

→身近な文化財（文化遺産）の喪失を食い止める

→多種の文化財を一体の環境として総合的に把握、継承・活用する

→地域が大切と考える無数の有形・無形の文化財を**地域の視点**で拾い上げ（価値付け）る

→地域の人々（民間事業所や行政を含む）の手によってマネジメントしていく枠組みを認め支持する

5. 都市計画・景観法との連携の必要性

(1)伝建制度に見る国土交通省事業との連携

「**伝建保存計画**」による街なみ環境整備事業の誘導
：筑後吉井伝建地区、八女福島伝建地区の事例

(2)文化的景観と伝建制度の融合について

→人が住む、人々の暮らしと強く関係するという意味において伝統的建造物群と似ている側面

→伝建制度が持つようなきめ細かな選定・運用手順を踏むことが文化的景観においては困難な状況

→伝建制度の利点やすぐれたノウハウが減じることのないような配慮が必要

伝建保存計画に基づく街なみ環境整備事業のための修理・修景マニュアル（筑後吉井・八女福島）

伝建保存計画に基づく街なみ環境整備事業による老朽アーケード街の修景

伝建保存計画に基づく街なみ環境整備事業による老朽アーケード街の修景

景観法と文化的景観

文化財保護法における史跡・名勝・伝統的建造物群と文化的景観

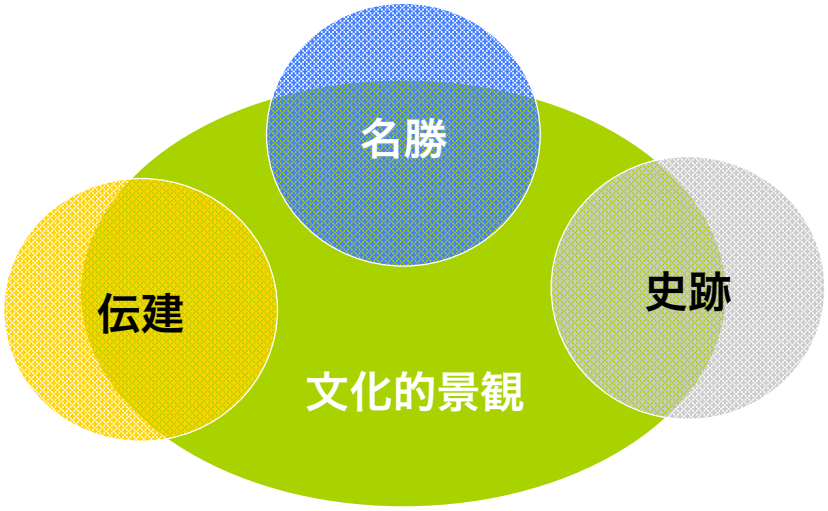

景観法と文化的景観

文化財保護法における史跡・名勝・伝統的建造物群と文化的景観

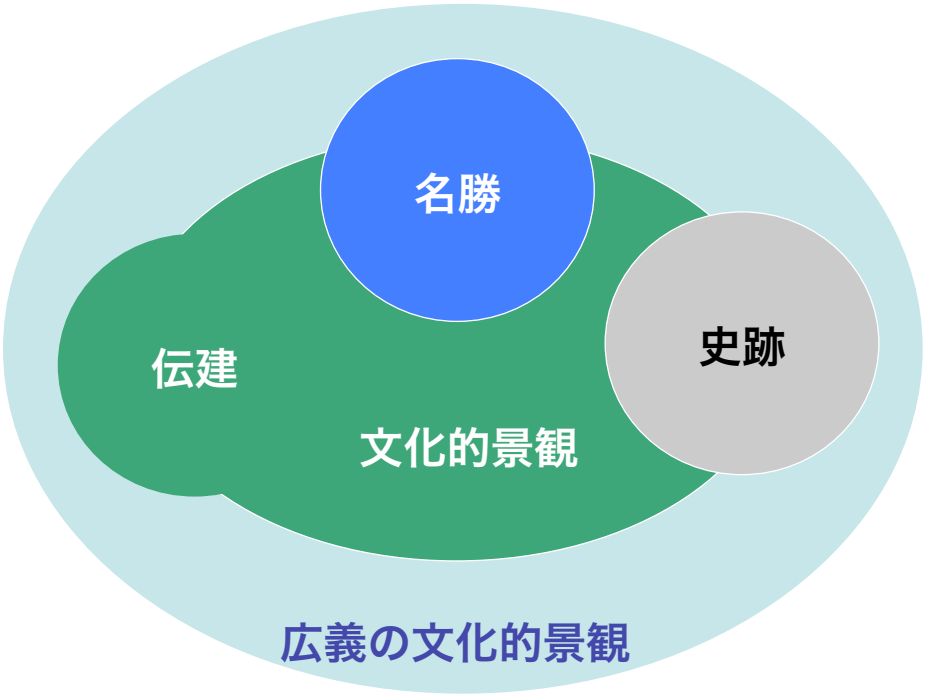

5. 都市計画・景観法との連携の必要性

(3)保存管理計画や保存計画による景観や都市計画の誘導

→景観法は地域社会が描く地域景観の**将来像実現**を支援する枠組み

→**市民遺産リスト／文化遺産データベース**は景観形成や都市計画の基礎・根拠資料となりうる

→**地域振興、都市計画、観光振興**等の施策と連携した広い意味での地域における文化遺産の保護

→**伝建制度**の援用や文化遺産データベースの普及が有効な手段

6. 「歴史文化マスタープラン（仮称）」の提案

(1)マスタープランの内容

→ 当該自治体等による**歴史文化まちづくりの宣言**

→ **文化遺産データベース**の構築

→ **市民遺産リスト／市民遺産カルテ**の作成

→ 文化的景観制度による**歴史的環境保全のための地区設定**

→ 文化遺産／市民遺産を保存・保全・活用するための**基本方針**

→ 市民遺産ごとの**マネジメント計画（包括的保存管理計画）**

内容：**評価・登録**（市民遺産リスト／市民遺産カルテの作成）
保存整備（市民遺産の価値の保全・維持等に関する計画）
環境整備（市民遺産の活用のための環境整備に関する計画）
システム整備（マネジメントの主体とシステムに関する計画）

6. 「歴史文化マスタープラン（仮称）」の提案

(2)枠組み

→ 自治体（行政団体）が、「**歴史文化のまちづくり（仮称）**」を宣言
→ 「**文化財未満文化遺産**」を「文化遺産」として登録
→ 「関連する個々の文化財の総体」を「**市民遺産**」として登録
→ 文化遺産・市民遺産のマネジメント計画を内容とする「**歴史文化マスタープラン**」を策定
→ 国は、当該自治体を「**歴史文化行政団体**（仮称）」として認定
→ 核となる文化的資産の保護や、その周辺環境の保全・整備について、様々な**助成措置**を講ずる
→ 文化庁と国土交通省、農水省、環境省等との**連携事業**として実施
→ 文化的資産の**保護**／それらを活用した地域**景観形成**／周辺**環境の保全・整備**について連携
→ 市民遺産のなかで特に顕著な普遍的価値があるものを**世界遺産暫定リスト**に推薦
→ 国は歴史文化都市リストとそれらを特徴づける市民遺産リストを管理し**観光立国**等の施策に活用

萩市	太宰府市
■まちづくり構想計画	
萩まちじゅう博物館構想	太宰府市まるごと博物館構想 文化財保存活用計画 （文化遺産からはじまるまちづくり）
■遺産の名称／リスト／データベース	
都市遺産リスト	市民遺産リスト（仮称）
文化遺産データベース	文化遺産データベース（仮称）
■コア博物館	
萩博物館	太宰府館（九州国立博物館）
萩まちじゅう博物館条例	景観まちづくり条例（未）

2007.2.21　西日本新聞朝刊

太宰府市
景観懇話会

暮らし、文化も保存を

「まちづくり制度」を答申

太宰府市景観まちづくり懇話会（市長の諮問機関、会長・浅野直人福岡大教授）は二十日、「市景観まちづくり制度」について佐藤善郎市長に答申した。答申を受け、市は新年度から三年以内をめどに、景観条例の制定を目指す。

懇話会は二〇〇五年五月、市民代表、建築家、市史編さん委員、まちづくりアドバイザーら十人の有識者で発足。先進地や市内の視察などを通して、太宰府の歴史、文化遺産を生かした景観条例を定めるための制度を協議してきた。

答申は、風景や建物の色、形状など目に見えるものだけにとらわれることなく、祭りなどの文化や市民の暮らしが守り、育てられる「太宰府らしいまちづくり」を求めている。

また、市有地の15％を占める史跡地と、市民のやすらぎの場である住宅地の調和を考え、市民公募による「市民遺産」の創設も提言している。

同市は、新年度中に景観推進室と市民遺産会議を立ち上げ、景観条例制定へ向けた作業に着手する方針だ。

おわり